

利用料を
補助します！

令和7年度 墨田区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。

詳しくは HP を
ご覧ください。

墨田区
ホームページ →



1. 制度概要

対象者	墨田区の住民基本台帳に記録されている保護者
対象児童	<u>0 歳から満 9 歳になる年度の末日までの児童（小学校 3 年生までの児童）</u> （保育園等に在籍していても利用可能）
補助対象利用期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）
補助上限時間 （年度当たり）	児童 1 人につき年度当たり <u>144 時間まで</u> （多胎児（双子など）の場合は 児童 1 人につき年度当たり <u>288 時間まで</u> ）
補助上限額 （1 時間当たり）	* 日中利用 7 時～22 時 1 時間 <u>2,500 円</u> 上限 * 夜間利用 22 時～翌 7 時 1 時間 <u>3,500 円</u> 上限
対象経費	ベビーシッター利用料（ <u>純然たる保育サービス提供対価</u> ） 入会金、交通費、家事援助、キャンセル料、保険料、おむつ代等の費用は 補助対象外となります。 割引券やクーポン等で減額された額は、含みません。
対象となる事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者
保育の基準	児童 1 人に対し、ベビーシッター 1 人による保育であること

24 時間、土日祝日問わず
年末年始も利用可！

2. ご利用の流れ

事業者と契約（利用者 事業者）

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」から事業者を選定し直接契約を結びます。



ベビーシッターの利用・支払い（利用者 事業者）

ベビーシッターを利用し、料金を支払います。



補助金の申請（利用者 区）

申請書に必要書類を添えて、申請締切日（必着）までに郵送または電子申請フォーム（LoGo フォーム）により申請してください。
必要書類の詳細はホームページをご覧ください。

墨田区電子申請サービス
（LoGo フォーム）

電子申請はこちらから

交付申請フォーム



交付決定（区 利用者）

申請書類の審査後、「交付決定通知書」を送付し、指定された口座へ補助金交付決定額を振り込みます。

3. 申請スケジュール

申請締切日は毎月 15 日（土日祝休日の場合は翌営業日）

補助金の交付予定時期は、各申請締切日の約 1 か月半～2 か月後です。

申請締切日（必着）
令和 7 年 8 月 15 日（金）
令和 7 年 9 月 16 日（火）
⋮
令和 8 年 4 月 15 日（水） 最終申請締切



こども家庭庁
ホームページ



4. その他留意事項

本事業をご利用になる前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（こども家庭庁ホームページ）をご確認ください。

区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

コールセンター・申請書類提出先

株式会社パソナライフケア墨田区ベビーシッター担当宛て（墨田区委託事業者）

〒107-0062 東京都港区南青山3-1-30 電話番号：0120-212-115

受付時間：平日 9 時から 17 時まで（土日祝休日、12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）